

書記官長

議長宛

昭和十一年六月二十六日
委員長河合顧問官宛

委員有馬顧問官宛

窪田顧問官

鈴木顧問官宛

石渡顧問官宛

藤澤顧問官宛

上山顧問官宛

馬政局官制外一件審査報告

秘

秘

馬政局官制外一件審査報告

今日御諮詢ノ馬政局官制及奏任文官特別任用
令中改正ノ件ニ關シ本官等審査委員ヲ命ゼラ
レ去ル六月二十四日委員會ヲ開キテ國務大臣
及關係諸官ノ説明ヲ聽キ以テ之が審議ヲ遂ゲ
タリ

當局ノ説明ニ依レバ明治三十九年度以降三十箇年ニ亘レル馬政第一次計畫ハ各般ノ施設ヲ實行シ本邦產馬ノ改良ニ於テ略々豫期ノ成績ヲ收メ昨昭和十年度ヲ以テ終了セリ然ルニ方

今内外ノ情勢ニ照シ更ニ各般ノ施設ヲ續行シ
テ益々本邦產馬ノ改良ヲ促進スルコト產業上
竝ニ國防上緊切ノ必要ニ屬スルニ由リ當局ニ
於テハ最近數年ヲ費シテ慎重ナル調査ヲ遂ゲ
客年馬政調査會ノ審議ヲ經テ馬政第二次計畫
ヲ決定シタリ此ノ計畫ハ第一次計畫ヲ承繼シ
今昭和十一年度以降三十箇年ヲ以テ其ノ期間
トシ國防上必要ナル有能馬ノ充實ヲ目標トシ
產業上ノ基礎ニ立チ經濟ノ實狀ニ即シテ適切
ナル保護獎勵ヲ行ヒ以テ馬產ノ經營ヲ安定セ

シメ馬匹ノ資源ヲ涵養充足セシメントスルモ
ノニシテ其ノ計畫ノ下ニ施設スベキ事項ハ頗
ル廣汎ニ互リ且朝鮮臺灣及樺太ノ馬產ト協調
シ更ニ滿洲國馬產ト連繫シテ我が内地ノ馬產
ヲ助長スルノ要アリテ其ノ事務ハ従前ニ比シ
一段ノ複雑ヲ加フベキコト明ナリ翻テ馬政ニ
關スル事務ヲ管掌スル官廳ノ沿革ヲ見ルニ初
メ明治三十九年六月内閣總理大臣ノ管理ノ下
ニ馬政局ヲ置キテ該事務ヲ掌ラシメ明治四十
三年六月同局ヲ陸軍大臣ノ管理ニ移シ大正十

二年四月同局ヲ廢スルト同時ニ農商務省ニ畜
産局ヲ置キテ馬政ニ關スル事務ヲモ掌ラシム
ルコトトシ以テ現在ニ到レリ當局ニ於テハ今
ヤ馬政第二次計畫ヲ樹立シテ各般ノ施設ヲ實
行セントスルニ伴ヒ其ノ計畫ノ遂行ニ遺憾ナ
キヲ期セザルベカラザルヲ顧念シ且馬政主管
ノ特別官廳ヲ設置スベキ旨ノ民間多年ノ要望
ヲ斟酌シ此ノ際該事務ヲ管掌スル官廳ヲ特設
シ其ノ組織及權限ヲ擴充スルノ必要ヲ認メ茲
ニ農林省ノ外局タル馬政局ヲ設置シ且其ノ一

職員ニ付特別任用ノ途ヲ設クル爲メ本案二件
ノ勅令案ヲ立テタルモノナリ

本案二件ノ勅令案ノ要旨ハ左ノ如シ

第一 馬政局官制

(一)馬政局ハ農林大臣ノ管理ニ屬シ馬ノ改良
増殖其ノ他馬政ニ關スル事務(衛生、保險及
畜産組合ニ關スル事務ヲ除ク)及牧野ニ關
スル事務並ニ軍用適格馬ノ資格判定及軍
馬資源ノ調査ニ關スル事務ヲ掌ルモノト
ス(第二)茲ニ掲ゲテ馬政局ノ所掌トスル馬

政及牧野ニ關スル事務ハ從前農林省畜産局ノ所掌ニ屬シ軍馬資源ノ調査ニ關スル事務ハ軍馬補充部ノ所掌ニ屬シタルモノナリ而シテ右馬政ニ關スル事務中馬匹ノ衛生、保險及畜産組合ニ關スル事務ハ他ノ家畜ニ關スルモノト區分スルコト適當ナラザルガ故ニ仍之ヲ農林省畜産局ノ所掌ニ屬セシムルナリ

(二)馬政局ニ長官、勅任ノ次長一人、奏任ノ事務官專任二人、理事官專任一人及技師專任五

人竝ニ判任ノ屬及技手各若干人ヲ置キ(第二

條)別ニ事務官四人ヲ置キ農林大臣ノ奏請

ニ依リ陸軍佐尉官中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ

補シ(第三)又別ニ農林大臣ノ奏請ニ依リ關

係各廳高等官中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ

命ズルコトヲ得ルモノトス(第四)其ノ他參

與ヲ置キ農林大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳

勅任官中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ジ局務ニ

參與セシムルモノトス(第五)

(三)長官ハ農林次官ヲ以テ之ニ充テ農林大臣

ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ統理シ部下ノ職員ヲ指揮監督シ軍馬ニ關スル事務ニ付テハ特ニ陸軍大臣ノ指揮監督ヲ承クルモノトシ(第六)次長ハ長官ヲ佐ケ局務ヲ掌理シ事務官、理事官及技師ハ上官ノ命ヲ承ケテ局務ヲ分掌シ又ハ技術ヲ掌リ屬及技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケテ庶務又ハ技術ニ従事スルモノトス(第七條乃至第十一條)

(四)現役ノ陸軍佐尉官ニシテ事務官ニ專補セラレタル者ハ陸軍ノ定員外トシ在職者ニ

改五

關スル規定ヲ適用シ其ノ俸給其ノ他ノ諸給與ハ馬政局費ヨリ之ヲ支辨スルモノト

ス(第十二條)

第二 奏任文官特別任用令中改正ノ件

前記ノ馬政局官制ニ依ル同局職員中理事官ハ其ノ地位及職任ニ考ヘ且類似ノ先例ニ徴シ其ノ任用ヲ普通任用ノ資格アル者ノミニ限定スベカラザル事由アルニ由リ之ヲ奏任文官特別任用令列記ノ諸官中ニ追加シ該官ハ同令所定ノ官歴アル者ヨリ高等試験委員

ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得ル
モノトセントス

按ズルニ本案二件ハ馬政第一次計畫ノ實施ヲ
終リ今ヤ同第二次計畫ノ實施ニ移ラントスル
ニ當リ其ノ事務ガ産業上並ニ國防上重要ノ意
義ヲ有スルモノナルニ鑑ミ之ヲ主管スル中央
ノ行政機構ヲ整備スルノ趣意ヲ以テ從前農林
省畜産局ニ於テ管掌セル馬ニ關スル事務ニ軍
馬ニ關スル事務ヲ併セ之ガ爲メ農林大臣ノ管
理ニ屬スル馬政局ヲ新設シ且其ノ一職員ニ付

特別任用ノ規定ヲ設ケントスルモノニシテ其
ノ主旨ニ於テ之ヲ妥當トスベク唯農林省ノ外
局タル馬政局ヲシテ其ノ所掌事務ノ一部タル
軍馬ニ關スル事務ニ付陸軍大臣ノ指揮監督ヲ
承ケシムルハ稍々異例ナリト雖國防充實ノ見
地ヨリ看テ已ムヲ得ザル所ト爲スノ外ナク其
ノ條項ニ於テモ亦別ニ指摘スベキ廉ヲ認メズ
此ノ新機構ノ運用宜シキヲ得バ當該事務ノ成
績見ルベキモノアルベシ仍テ審査委員會ニ於
テハ本案二件ハ總テ原案ノ儘可決セラレ然ル

ベキ旨全會一致ヲ以テ議決シタリ

右審査ノ結果ヲ報告ス

昭和十一年六月二十六日

審査委員長

樞密顧問官

河合 操

審査委員

樞密顧問官

有馬 良橘

樞密顧問官

窪田 靜太郎

樞密顧問官

鈴木 莊六

樞密顧問官

石渡 敏一

樞密顧問官

藤澤 幾之輔

樞密顧問官

上山 滿之進

樞密院議長男爵平沼 騏一郎殿

秘

昭和十一年七月十四日

委員長 河合顧問官 氏

委員 有馬顧問官 氏

原 顧問官 氏

窪田顧問官 氏

元田顧問官 氏

鈴木顧問官 氏

石塚顧問官 氏

清水顧問官 氏

上山顧問官 氏

昭和十一年勅令第十八號一定ノ地域ニ戒嚴令
中必要ノ規定ヲ適用スルノ件廢止ノ件審査報告

臣

臣

臣